文部科学省・文化庁国民保護計画 新旧対照表 改正案 第1章~第3章 (略) 第4章 第4章 第1節~第5節 (略) 第6節 指定文化財等の保護に関する措置 1 平素からの備え  $(1) \sim (4)$  (略) (5) 重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行 う場合等の手続等の周知 ア. 武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するた めの命令又は勧告については、当該重要文化財等の滅失、 き損その他の被害を防止するため特に必要があると認め るときに, 原則として都道府県の教育委員会(当該重要 文化財等が指定都市の区域内に存する場合にあっては

イ. 重要文化財等の所有者等が文化庁長官に対し支援を求 める場合には、原則として、必要な書面等(当該重要文 化財等の名称, 現在の所在の場所, 所有者等の氏名等及 び支援を必要とする理由等を記載した書面並びに現状の 写真又は図面等)をもって行うとともに、都道府県の教 育委員会(当該重要文化財等が指定都市の区域内に存す る場合にあっては、当該指定都市の教育委員会)を経由 して文化庁長官に提出することとなること。

当該指定都市の教育委員会)を経由して所有者等に行う

ウ. (略)

こととなること。

 $2 \sim 3$  (略)

第5章 (略)

別表

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

現 行

第1章~第3章 (略)

第1節~第5節 (略)

第6節 指定文化財等の保護に関する措置

1 平素からの備え

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行 う場合等の手続等の周知

ア. 武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するた めの命令又は勧告については、当該重要文化財等の滅失、 き損その他の被害を防止するため特に必要があると認め るときに, 原則として都道府県の教育委員会を経由して 所有者等に行うこととなること。

イ. 重要文化財等の所有者等が文化庁長官に対し支援を求 める場合には、原則として、必要な書面等(当該重要文 化財等の名称, 現在の所在の場所, 所有者等の氏名等及 び支援を必要とする理由等を記載した書面並びに現状の 写真又は図面等)をもって行うとともに、都道府県の教 育委員会を経由して文化庁長官に提出することとなるこ

(略) ウ.

(略)  $2\sim3$ 

第5章 (略)

別表

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

## (1) ウイルス

アルファウイルス属(チクングニヤウイルス、西部ウマ脳 炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウ イルス), アレナウイルス属(ガナリトウイルス, サビアウ イルス, チャパレウイルス, フニンウイルス, マチュポウイ ルス, ラッサウイルス), リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス, インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血 清亜型がH2N2, H5N1, H7N7若しくはH7N9で あるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。) 又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。), エボ ラウイルス属(アイボリーコーストエボラウイルス、ザイー ルウイルス, スーダンエボラウイルス, ブンディブギョエボ ラウイルス,レストンエボラウイルス),エンテロウイルス 属ポリオウイルス、オルソポックスウイルス属(サル痘ウイ ルス, 痘そうウイルス), コロナウイルス属SARSコロナ ウイルス、シンプレックスウイルス属Bウイルス、ナイロウ イルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス 属(アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイ ルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイル ス, バヨウウイルス, ハンタンウイルス, プーマラウイルス, ブラッククリークカナルウイルス, ラグナネグラウイルス), フラビウイルス属(ウエストナイルウイルス、デングウイル ス, 黄熱ウイルス, オムスク出血熱ウイルス, キャサヌル森 林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス)、 フレボウイルス属(SFTSウイルス、リフトバレー熱ウイ ルス)、ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス、 ヘニパウイルス属 (ニパウイルス, ヘンドラウイルス), A 型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス 属レイクビクトリアマールブルグウイルス、リッサウイルス 属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウ イルスを除く。)

※ 新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感 染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第

## (1) ウイルス

アルファウイルス属チクングニヤウイルス, 西部ウマ脳炎 ウイルス. 東部ウマ脳炎ウイルス. ベネズエラウマ脳炎ウイ ルス、アレナウイルス属(ガナリトウイルス、サビアウイル ス, フニンウイルス, マチュポウイルス, ラッサウイルス), リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、インフルエンザウイルスA 属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2, H5N 1 若しくはH7N7であるもの(新型インフルエンザ等感染 症の病原体を除く。)又は新型インフルエンザ等感染症の病 原体に限る。)、エボラウイルス属(アイボリーコーストエ ボラウイルス, ザイールウイルス, スーダンエボラウイルス, レストンエボラウイルス), エンテロウイルス属ポリオウイ ルス、サル痘ウイルス、痘そうウイルス、コロナウイルス属 SARSコロナウイルス、シンプレックスウイルス属Bウイ ルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属 (アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイル ス,ドブラバーベルグレドウイルス,ニューヨークウイルス, バヨウウイルス, ハンタンウイルス, プーマラウイルス, ブ ラッククリークカナルウイルス, ラグナネグラウイルス), フラビウイルス属(ウエストナイルウイルス、デングウイル ス), 黄熱ウイルス, オムスク出血熱ウイルス, キャサヌル 森林病ウイルス, 日本脳炎ウイルス, ダニ媒介脳炎ウイルス, リフトバレー熱ウイルス, ヘニパウイルス属 (ニパウイルス, ヘンドラウイルス), A型肝炎ウイルス, E型肝炎ウイルス, マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイ ルス、狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス(狂犬 病ウイルスを除く。)

※ 新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

114号)第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2) 細菌 (クラミジア, リケッチアを含む。)

腸管出血性大腸菌 (血清型O26, O45, O103, O104, O111, O121, O145及びO157), ペスト菌, オウム病クラミジア, ボツリヌス菌, オリエンチア属ツツガムシ, コクシエラ属バーネッティ, サルモネラ属エンテリカ (血清亜型がタイフィ), サルモネラ属エンテリカ (血清亜型がパラタイフィA), 赤痢菌, ジフテリア菌, 炭疽菌, 鼻疽菌, 類鼻疽菌, バルトネラ属クインタナ, コレラ菌 (血清型がO1又はO139であるものに限る。), イヌ流産菌, ウシ流産菌, ブタ流産菌, マルタ熱菌, ボレリア属デュトニイ (その他ダニが媒介するボレリア属の細菌), ボレリア属ブルグドルフェリ, ボレリア属レカレンティス (その他シラミが媒介するボレリア属の細菌), 結核菌, 野兎病菌, 発疹チフスリケッチア, 日本紅斑熱リケッチア, ロッキー山紅斑熱リケッチア, レジオネラ属の細菌, レプトスピラ属の細菌

- (3) 真菌コクシディオイデス属イミチス
- (4) (略)
- (5) 毒素

アフラトキシン,アブリン,ウェルシュ菌毒素,黄色ブドウ球菌毒素 (腸管毒素,アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素),コノトキシン,コレラ毒素,志賀毒素(ベロ毒素),ジアセトキシスシルペノール毒素,テトロドトキシン,ビスカムアルバムレクチン,ボツリヌス毒素,ボルケンシン,ミクロシスチン,モデシン,HT-2トキシン,T-2トキシン

2 (略)

## (2) 細菌 (クラミジア、リケッチアを含む。)

腸管出血性大腸菌、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がパラタイフィ)、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌(血清型がO1又はO139であるものに限る。)、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ(その他ダニが媒介するボレリア属の細菌)、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス(その他シラミが媒介するボレリア属の細菌)、結核菌、野兎病菌、発疹チフスリケッチア、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、レジオネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

## (3) 真菌

コクシジオイデス属イミチス

- (4) (略)
- (5) 毒素

アフラトキシン,アブリン,ウェルシュ菌毒素,黄色ブドウ球菌毒素,コノトキシン,コレラ毒素,志賀毒素(ベロ毒素),デアセトキシスシルペノール毒素,テトロドトキシン,ビスカムアルバムレクチン,ボツリヌス毒素,ボルケンシン,ミクロシスチン,モデシン,HT-2トキシン,T-2トキシン

2 (略)